



北海道市町村職員退職手当組合告示第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条及び北海道市町村職員退職
手当組合長の職務を代理する職員を定める規則(昭和 54 年規則第 1 号)の
規定に基づき、令和 2 年 6 月 10 日から後任の組合長が選出されるまでの間、
組合長の職務を代理する者を次のとおりとする。

令和 2 年 6 月 10 日

北海道市町村職員退職手当組合

組合長職務代理者

事務局長 前 野 康 弘

記

組合長職務代理者 事務局長 前 野 康 弘